

公立大学法人奈良県立医科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立医科大学就業規則（以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「法人」という。）における役職員、学生等又は関係者に係るハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関することを定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント 役職員、学生等又は関係者が、他の役職員、学生等又は関係者の尊厳を損なうような不適切な言動を行うことをいう。
- (2) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため役職員、学生等若しくは関係者の就労、就学等に支障が生じ、又はハラスメントへの対応に起因して役職員、学生等若しくは関係者が就労、就学等において不利益を受けることをいう。
- (3) 役職員 役員、教員、事務職員、技術職員、教務職員、非常勤職員等をいう。
- (4) 学生等 学部学生、大学院生、留学生、研究生、専修生、聴講生、外国人研究生、奈良県立医科大学において修学する者をいう。
- (5) 関係者 患者、委託契約等により大学において勤務する者及び実習する関係者等をいう。
- (6) 不利益 次の各項目に該当するもの
 - ア 就労に支障が生じる不利益
 - イ 進学、進級、卒業、終了、成績評価及び教育研究の指導を受ける際の取扱いにおける不利益
 - ウ 誹謗中傷を受けること、その他事実上の不利益

(理事長の責務)

第3条 理事長は、ハラスメントの防止及び排除のため、啓発活動を行うよう努めるものとする。

(役職員、学生等の責務)

第4条 役職員、学生等は、この規程及び別に定める指針に従い、ハラスメントをしないように注意するほか、ハラスメントを排除するよう努めなければならない。

(監督者等の責務)

第5条 役職員又は学生等を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の指導等により、ハラスメントに関し役職員、学生等の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 役職員、学生等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題を生じることがないように配慮すること。

(苦情相談への対応)

第6条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）がなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける役職員（以下「相談員」という。）を置く。

2 役職員は、直接、相談員に相談することができるほか、他の役職員又は監督者に対して相談員への仲介を申し出ることができる。

3 学生等は、直接、相談員に相談することができるほか、役職員又は監督者に対して相談員への仲介を申し出ることができる。

4 関係者は、直接、相談員に相談することができるほか、役職員に対して相談員への仲介を申し出ることができる。

5 前3項の規定に基づき申出を受けた役職員又は監督者は、速やかに役職員、学生等又は関係者が相談員に苦情相談を行うことができるよう配慮しなければならない。

6 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 医学部長
- (2) 医学科学務委員会学生生活部会長
- (3) 看護学科学務委員会学生生活部会長
- (4) 人事課長
- (5) 教育支援課長
- (6) 看護部長
- (7) その他理事長が指名する者

7 前項第7号の指名にあたっては、相談員のうち2名以上は、女性となるようにする。

8 第6項第7号の相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする

9 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認、当該苦情相談に係る当事者及び監督者への指導、助言及び要請等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めなければならない。この場合において、相談員は、苦情相談への対応について別に定める指針に十分留意しなければならない。

10 相談員は、苦情相談を受ける際には、原則として2名以上で対応するものとする。

11 相談員は、苦情相談の連絡があった場合には、速やかに苦情相談を受ける日時及び場所を苦情相談を行う者（以下「相談者」という。）に対して明示するとともに、苦情相談を受ける際には、相談者と同性の相談員等を同席させるよう努めなければならない。

12 相談員は、苦情相談に適切に対応するため、相互に連携し、協力するものとする。

13 相談員は、苦情相談を受けた日時、内容等を記録し、理事長に報告するものとする。

（調査委員会）

第7条 理事長は、ハラスメントに起因する問題が生じ、必要と認めた場合は、調査委員会を設置し、事実関係の調査に当たらせることができる。

2 調査委員会は、原則として、同数の男性及び女性の委員により構成するものとする。

3 調査委員会は、複数の部門の役職員で構成することができる。

4 調査委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

5 調査委員会は、当該問題の当事者から公正に事情聴取を行い、記録するものとする。

6 調査委員会は、前項の聴取内容に矛盾及び整合性に欠ける点等がある場合には、その

原因を検討し、再度、事情聴取を行うなど、その解消を図るものとする。

7 調査委員会は、前2項のほか、第3者の証言を求めるなど、事実関係の確認のための資料の収集に努めるものとする。

8 調査委員会は、調査の結果を理事長に報告しなければならない。

9 調査委員会は、必要に応じて、学識経験者の出席を求めることができる。

10 調査委員会は、相談員を除くものとする。

(苦情相談等の処理)

第8条 理事長は、相談員及び調査委員会からの報告に基づき、必要に応じてハラスメントを行った者の処分等を行うほか、問題の解決を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第9条 相談員及び調査委員会委員等は、相談者及び当事者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 理事長は、苦情相談をした相談者又は事実確認に協力した者が、そのことによって、不利益を被ることのないよう、配慮するものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月28日から施行する。